

## 2022年版『ごうかく社労士』シリーズ<追録>

本追録は、2022年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚えサブノート、ごうかく社労士まる覚え一問一答）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和4年4月15日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

### 〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

#### 【共通】

**延滞金の割合の特例**（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和4年1月1日施行）

令和4年中の延滞金特例基準割合は、1.4%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.7%」、「年7.3%→年2.4%」となる。

#### 【労働安全衛生法】

**事務所衛生基準規則の改正**（令和4年4月1日施行） ※テキストには未記載（参考まで）

事務所において、事業者が空気調和設備を設けている場合の、労働者を常時就業させる室の気温の努力目標値について、「17度以上28度以下」から「18度以上28度以下」に改正された。

#### 【労働者災害補償保険法】

1 **介護補償給付の額の改定**（令和4年4月1日施行）

介護補償給付の額のうち、最低保障額が改定された。介護給付、複数事業労働者介護給付についても同様である。

2 **年金たる保険給付の受給権者の定期報告**（令和4年4月1日施行）

年金たる保険給付の受給権者の定期報告について、厚生労働大臣が住基ネットにより情報提供を受けられる場合も、報告不要とされた。

3 **年金証書の廃棄**（令和4年4月1日施行） ※基本テキストに未記載。参考まで。

年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を廃棄しなければならないこととされた。従来は、所轄労働基準監督署長に返納することとされていた。

なお、年金証書の再交付後に亡失した年金証書を発見した場合も、返納ではなく廃棄しなければならないこととされた。

4 **第2種特別加入者の範囲の改正**（令和4年4月1日施行）

第2種特別加入者に係る事業に、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業」が追加された。

5 **労災就学援護費の支給対象者の拡大**（令和4年4月1日施行） ※基本テキスト P285 関連

労災就学援護費の受給者に、「公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者」が追加された。

#### 【雇用保険法】

1 **失業等給付に係る暫定措置の継続等**（令和4年4月1日施行）

雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長、教育訓練支援給付金等の暫定措置を令和6年度まで継続することとされた。

## 2 国庫負担の改正 (令和4年4月1日施行)

求職者給付の国庫負担割合について、雇用保険財政や雇用情勢に応じて異なる国庫負担割合を適用するとともに、別途国庫から機動的に繰入れ可能な仕組みを導入することとされた。また、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置を令和6年度まで継続し、求職者支援制度の国庫負担割合の引下げの暫定措置は、当分の間、本則(1/2)の55/100とすることとされた。

### (1) 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付(高年齢求職者給付を除く。以下同じ)に要する費用に係る国庫負担

- ① 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準\*に該当する場合……4分の1

\*政令で定める基準……当該会計年度の前々会計年度において、次のいずれにも該当すること。

一 徴収法12条5項(ごうかく社労士基本テキストP444〔6〕参照)に規定する差額を当該会計年度の前々会計年度における同項に規定する積立金に加減した額が、同項に規定する失業等給付額等に相当する額未満であること。

二 各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が、70万人以上であること。

- ② ①以外の場合……40分の1

### (2) 広域延長給付受給者の求職者給付に要する費用に係る国庫負担、日雇労働求職者給付金の国庫負担

(1) ①の場合	3分の1
(1) ②の場合	30分の1

### (3) その他の給付の国庫負担割合

① 雇用継続給付(介護休業給付金に限る)	令和4年度から令和6年度までは、
② 育児休業給付	8分の1×100分の10
③ 職業訓練受講給付金	当分の間、2分の1×100分の55

この3つの給付については、法附則13条により「当分の間、本来の割合の100分の55」とされている。さらに法附則14条の3により、①②については「令和4年度から令和6年度までは、本来の割合の100分の10」とされている。

### (4) 機動的に国庫からの繰入れができる新たな制度の創設 (令和4年4月1日施行)

次の規定が新設された。

#### 法67条の2

国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合(雇用保険率が1,000分の15.5(徴収法第12条第8項の規定(ごうかく社労士基本テキストP445〔7〕①参照)により雇用保険率に変更されている場合においては1,000分の15、同条第9項(ごうかく社労士基本テキストP445〔7〕②参照)の規定により雇用保険率に変更されている場合においては1,000分の14.5)以上である場合その他の政令で定める場合に限る。)には、当該会計年度における失業等給付及び第64条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第66条第1項、第2項及び第5項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

## 3 能力開発事業の改正 (令和4年4月1日施行)

能力開発事業として、職業能力開発促進法第10条の3第1第1号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を確保を行うことができることとされた。

また、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の規定が削除された。

### 【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

雇用保険率の改定（令和4年4月1日施行）

（1）令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

	雇用保険率	（うち雇用保険 二事業に係る率）	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の9.5	1,000分の3.5	1,000分の6.5	1,000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1,000分の11.5	1,000分の3.5	1,000分の7.5	1,000分の4
建設の事業	1,000分の12.5	1,000分の4.5	1,000分の8.5	1,000分の4

※ 労働保険徴収法附則11条3項による決定である。

一般の事業…本来の率である1,000分の15.5を、1,000分の9.5に引下げ。

農林水産・清酒製造の事業…本来の率である1,000分の17.5を、1,000分の11.5に引下げ。

建設の事業…本来の率である1,000分の18.5を、1,000分の12.5に引下げ。

内訳は、次のとおりである。

一般の事業 1,000分の9.5

	失業等給付	育児休業給付	雇用保険二事業	合計
事業主負担	1,000分の1	1,000分の2	1,000分の3.5	1,000分の6.5
被保険者負担	1,000分の1	1,000分の2	なし	1,000分の3
合計	1,000分の2	1,000分の4	1,000分の3.5	1,000分の9.5

※ 本来は、失業等給付分1,000分の8を労使折半し、合計で1,000分の15.5とされている。

農林水産・清酒製造の事業 1,000分の11.5

	失業等給付	育児休業給付	雇用保険二事業	合計
事業主負担	1,000分の2	1,000分の2	1,000分の3.5	1,000分の7.5
被保険者負担	1,000分の2	1,000分の2	なし	1,000分の4
合計	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の3.5	1,000分の11.5

※ 本来は、失業等給付分1,000分の10を労使折半し、合計で1,000分の17.5とされている。

建設の事業 1,000分の12.5

	失業等給付	育児休業給付	雇用保険二事業	合計
事業主負担	1,000分の2	1,000分の2	1,000分の4.5	1,000分の8.5
被保険者負担	1,000分の2	1,000分の2	なし	1,000分の4
合計	1,000分の4	1,000分の4	1,000分の4.5	1,000分の12.5

※ 本来は、失業等給付分1,000分の10を労使折半し、合計で1,000分の18.5とされている。

（2）令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

	雇用保険率	（うち雇用保険 二事業に係る率）	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の3.5	1,000分の8.5	1,000分の5
農林水産業等	1,000分の15.5	1,000分の3.5	1,000分の9.5	1,000分の6
建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の4.5	1,000分の10.5	1,000分の6

※ 労働保険徴収法附則11条1項による決定である。

一般の事業…本来の率である1,000分の15.5を、1,000分の13.5に引下げ。  
 農林水産・清酒製造の事業…本来の率である1,000分の17.5を、1,000分の15.5に引下げ。  
 建設の事業…本来の率である1,000分の18.5を、1,000分の16.5に引下げ。  
 内訳は、次のとおりである。

**一般の事業 1,000分の13.5**

	失業等給付	育児休業給付	雇用保険二事業	合計
事業主負担	1,000分の3	1,000分の2	1,000分の3.5	1,000分の8.5
被保険者負担	1,000分の3	1,000分の2	なし	1,000分の5
合計	1,000分の6	1,000分の4	1,000分の3.5	1,000分の13.5

※ 本来は、失業等給付分1,000分の8を労使折半し、合計で1,000分の15.5とされている。

**農林水産・清酒製造の事業 1,000分の15.5**

	失業等給付	育児休業給付	雇用保険二事業	合計
事業主負担	1,000分の4	1,000分の2	1,000分の3.5	1,000分の9.5
被保険者負担	1,000分の4	1,000分の2	なし	1,000分の6
合計	1,000分の8	1,000分の4	1,000分の3.5	1,000分の15.5

※ 本来は、失業等給付分1,000分の10を労使折半し、合計で1,000分の17.5とされている。

**建設の事業 1,000分の16.5**

	失業等給付	育児休業給付	雇用保険二事業	合計
事業主負担	1,000分の4	1,000分の2	1,000分の4.5	1,000分の10.5
被保険者負担	1,000分の4	1,000分の2	なし	1,000分の6
合計	1,000分の8	1,000分の4	1,000分の4.5	1,000分の16.5

※ 本来は、失業等給付分1,000分の10を労使折半し、合計で1,000分の18.5とされている。

**【健康保険法】**

**1 任意継続被保険者の標準報酬月額**

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、協会管掌健康保険においては、引き続き「30万円」とされた。

**2 保険料率**

協会管掌健康保険について、令和4年3月からの一般保険料率、介護保険料率が決定された。一般保険料率のうち特定保険料率は1,000分の34.3と、介護保険料率は1,000分の16.4とされた。

**【国民年金法】**

**1 年金額の改定**

年金額の改定に用いる「改定率」は、令和4年度は0.996とされた。この結果、令和4年度の年金額、子の加算額等は次のとおりとなった。

老齢基礎年金（満額）	780,900円×0.996≒777,800円
1級の障害基礎年金	777,800円×1.25=972,250円
2級の障害基礎年金	780,900円×0.996≒777,800円
障害基礎年金の子の加算（2人目まで）	224,700円×0.996≒223,800円*
障害基礎年金の子の加算（3人目以降）	74,900円×0.996≒74,600円**
遺族基礎年金	780,900円×0.996≒777,800円
遺族基礎年金の子の加算①	224,700円×0.996≒223,800円

遺族基礎年金の子の加算②	74,900円×0.996≒74,600円
障害厚生年金の最低保障額	777,800円×3/4≒583,400円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	777,800円×3/4≒583,400円

\* 老齢厚生年金及び障害厚生年金の配偶者加給年金額、老齢厚生年金の子の加給年金額（2人目まで）も同じ。

\*\* 老齢厚生年金の子の加給年金額（3人目以降）も同じ。

#### 【年金額の改定】

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律で定められている。このため、令和4年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.4%）に従い改定された。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行われないことになっているため、令和4年度の年金額改定では、マクロ経済スライドによる調整は行われない。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越される。

令和4年度の参考指標

- ・ 物価変動率：▲0.2%
- ・ 名目手取り賃金変動率：▲0.4%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率：▲0.3%

「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率（▲0.2%）に前年の物価変動率（▲0.2%）と可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたもの。

（厚生労働省「令和4年度の年金額改定について」）

## 2 国民年金の保険料額

令和5年度の国民年金保険料の月額額は、保険料改定率が「0.972」となり、次のように決定された。  
17,000円×0.972=16,524円→5円未満は切り捨てるため、16,520円。

## 3 国民年金の脱退一時金の額

基準月が令和4年度に属する場合の支給額は次のようになった。

対象月数	支給額
6月以上12月未満	49,770円
12月以上18月未満	99,540円
18月以上24月未満	149,310円
24月以上30月未満	199,080円
30月以上36月未満	248,850円
36月以上42月未満	298,620円
42月以上48月未満	348,390円
48月以上54月未満	398,160円
54月以上60月未満	447,930円
60月以上	497,700円

### 【厚生年金保険法】

#### 1 再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率（令和4年度は0.996）と同じ仕組みで改定される。

また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同率である。

## 2 在職老齢年金（令和4年4月1日施行）

令和4年度の在職老齢年金「支給停止調整額」は、令和3年度と同じで47万円とされた。

### 【労務管理その他の労働に関する一般常識】

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の改正（令和4年4月1日施行） ※基本テキストに未記載。参考まで。

「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定を受け、商品等に「くるみん」マークを付することができる。この「くるみん認定制度」が改正され、「トライくるみん」「くるみん」「プラチナくるみん」の3段階となった。

また、不妊治療と仕事の両立に関する取組について認定を受けられる「くるみんプラス」制度が創設された。

### 【社会保険に関する一般常識】

#### 1 国民健康保険の賦課限度額の引上げ（令和4年4月1日施行）

国民健康保険料（国民健康保険税）の賦課限度額を、医療分は63万円から65万円に、後期高齢者支援金分は19万円から20万円に引き上げることとされた。

#### 2 一部負担金の割合を軽減するための手続（国民健康保険）（令和4年1月1日施行）

70歳以上の現役並み所得者が、所得が一定額未満であることにより一部負担金を3割から2割（1割）とするためには申請が必要であるが、市町村又は組合において、当該被保険者が2割（1割）の適用を受けることの確認を行うことができるときは、申請不要とされた。

#### 3 後期高齢者負担率（令和4年4月1日施行）

令和4年度及び令和5年度における後期高齢者負担率は、100分の11.72と決定された。

#### 4 後期高齢者医療の保険料（令和4年4月1日施行）

後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を、64万円から66万円に引き上げることとされた。

#### 5 一部負担金の割合を軽減するための手続（後期高齢者医療制度）（令和4年1月1日施行）

現役並み所得者が、所得が一定額未満であることにより一部負担金を3割から1割とするためには申請が必要であるが、後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が1割負担の適用を受けることの確認を行うことができるときは、申請不要とされた。

#### 6 社会保障協定

日・フィンランド社会保障協定が令和4年2月1日に発効となった（21番目の社会保障協定）。また、令和4年6月1日には、日・スウェーデン社会保障協定も発効となった（22番目の社会保障協定）。

---

## 〇●〇 書籍の追補 〇●〇

### 【ごうかく社労士基本テキスト】

#### 第1編 労働基準法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P117 図の上	意見書（当該労働組合等が署名又は記名押印をしたもの）	意見書（労働者を代表する者の氏名を記載したもの）

P117 図の中の右上	労働者の過半数代表者の署名 又は記名押印ある	労働者を代表する者の氏名を 記載した
-------------	---------------------------	-----------------------

### 第3編 労働者災害補償保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P248 介護補償給付の支給額の表	73,090円	<u>75,290</u> 円
	36,500円	<u>37,600</u> 円
P275 最後の行	提出しなければならない。	提出しなければならない（ <u>住基ネットにより情報提供を受けられる場合等は不要</u> ）。
P294 [3] ①の最後に加える	㊗ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業	

### 第4編 雇用保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P339 欄外 <sup>参</sup> 6行目	令和4年	令和 <u>7</u> 年
P352 欄外 <sup>参</sup> 4行目	令和4年	令和 <u>7</u> 年
P375 欄外 <sup>参</sup> 4行目	令和4年	令和 <u>7</u> 年
P390 制度趣旨4行目	令和3年度まで	令和 <u>6</u> 年度まで
P390 下から2行目	令和4年3月31日	令和 <u>7</u> 年3月31日
P414 雇用安定事業の表	（女性活躍加速化コース助成金を除く）	削除
P414 能力開発事業の表	・両立支援等助成金（女性活躍加速化コース助成金に限る）	削除
P414 欄外、最後の2行	及び両立支援等助成金	削除
P414 能力開発事業の表に補足する	令和4年度より、「キャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対する援助及び労働者に対するキャリアコンサルティングの機会の確保」が追加された。	
P415 国庫負担の表	1/4 [1/4×10/100]	<u>1/40</u> [財政状況等が一定の基準に該当する場合は1/4]
	1/3 [1/3×10/100]	<u>1/30</u> [財政状況等が一定の基準に該当する場合は1/3]
	1/8 [1/8×10/100]	1/8 [令和4年度から令和6年度までは1/8×10/100]
	1/2 [1/2×10/100]	1/2 [当分の間、1/2× <u>55</u> /100]
P415 国庫負担割合の表の下 の※1行目	令和4年4月1日以降	令和 <u>7</u> 年4月1日以降

### 第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P447 14行目	18区分により	<u>24</u> 区分により

・P444 の表は、令和4年度は次のようになる。

事業の種類	令和4年度前期の雇用保険率	令和4年度後期の雇用保険率
一般の事業	1,000分の9.5	1,000分の13.5
農林水産業・清酒製造業	1,000分の11.5	1,000分の15.5
建設の事業	1,000分の12.5	1,000分の16.5

・p492 の表は、令和4年4月から9月までは次のようになる。

[令和4年4月1日から同年9月30日までの雇用保険率]

	雇用保険率	(うち雇用保険 二事業に係る率)	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の9.5	1,000分の3.5	1,000分の6.5	1,000分の3
農林水産業等	1,000分の11.5	1,000分の3.5	1,000分の7.5	1,000分の4
建設の事業	1,000分の12.5	1,000分の4.5	1,000分の8.5	1,000分の4

・p492 の表は、令和4年10月から令和5年3月までは次のようになる。

[令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険率]

	雇用保険率	(うち雇用保険 二事業に係る率)	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の3.5	1,000分の8.5	1,000分の5
農林水産業等	1,000分の15.5	1,000分の3.5	1,000分の9.5	1,000分の6
建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の4.5	1,000分の10.5	1,000分の6

## 第6編 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P508 欄外 <sup>水</sup> *1の1行目	令2年	令3年
P577 欄外 <sup>参</sup> *4	10.68%	11.0%
	9.50%	9.51%
P578 欄外 <sup>参</sup> *4	令和3年	令和4年
	1,000分の35.3	1,000分の34.3
P579 欄外 <sup>水</sup> *6	令和3年	令和4年
	1,000分の18.0	1,000分の16.4

## 第7編 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P626 [1] の囲みの中	令和3年度：1.000	令和4年度：0.996
P630 ②イの3行目	0.2%	0.1%
P630 ②ロの3行目	0.2%	0.1%
P631 1行目・2行目	令和3年度	令和4年度
P631 3行目	▲0.1%	▲0.4%
	0.0%	▲0.2%
P631 4行目	▲0.1%	▲0.4%
P631 5行目	令和2年度から	令和3年度から
	0.1%のマイナス	0.4%のマイナス
P631 7行目	令和3年度の年金額改定	令和4年度の年金額改定

P631 9行目の※	1.001	<u>1.000</u>
	令和2年度	令和 <u>3</u> 年度
	$0.999 \div 1.000$	$0.996 = 0.996$
P633 [2]の2行目	令和3年度:1.000	令和 <u>4</u> 年度: <u>0.996</u>
P634 下から5行目	昭和16年4月2日以後	昭和 <u>37</u> 年4月2日以後
P634 下から5行目	平成13年4月1日	令和 <u>4</u> 年4月1日以後
P645 [1]の上の囲み	令和3年度:1.000	令和 <u>4</u> 年度: <u>0.996</u>
P645 ②の加算額の表	1.000	<u>0.996</u>
P650 3行目	462	<u>472</u>
P650 1つ目の <sup>ホ</sup> 2行目	7月31日	<u>9月30日</u>
P654 ③[1]支給額の囲みの中	令和3年度:1.000	令和 <u>4</u> 年度: <u>0.996</u>
P654 遺族基礎年金の額の表	1.000	<u>0.996</u>
P655 ②の表	1.000	<u>0.996</u>
P667 1行目	令和3年4月	令和 <u>4</u> 年4月
P667 脱退一時金の支給額の表	49,830円	<u>49,770円</u>
	99,660円	<u>99,540円</u>
	149,490円	<u>149,310円</u>
	199,320円	<u>199,080円</u>
	249,150円	<u>248,850円</u>
	298,980円	<u>298,620円</u>
	348,810円	<u>348,390円</u>
	398,640円	<u>398,160円</u>
	448,470円	<u>447,930円</u>
	498,300円	<u>497,700円</u>
P676 ① <sup>ホ</sup> 保険料改定率の囲みに右の内容を加える	令和5年度の保険料 $17,000円 \times 保険料改定率(0.972) \div 16,520円$	
P684 [5]②前納した場合の納付額及び割引額	表上の「令和3年度分」を「令和4年度分」と、「令和3・4年度分」を「令和4・5年度分」とする。	
	表の「1年前納」の金額を次のようにする。 現金納付の場合 195,550円(3,530円割引) 口座振替の場合 194,910円(4,170円割引)	
	表の「2年前納」の金額を次のようにする。 現金納付の場合 382,780円(14,540円割引) 口座振替の場合 381,530円(15,790円割引)	
P687 欄外 <sup>参</sup> *5下から2行目	令和3年中	令和 <u>4</u> 年中
P687 欄外 <sup>参</sup> *5最後の行	1.5%	<u>1.4%</u>

## 第8編 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P722 の表「速やかに」の①	(年金手帳を事業主に提出)	削除
P740 下から2行目	令和3年度においては	令和 <u>4</u> 年度においては
P740 最後の行	「0.999」が	「 <u>0.996</u> 」が
P740 最後の行	$1.001 \times 0.999 \div 1.000$	$1.000 \times 0.996 = 0.996$
P742 1つ目の囲みの※	令和3年度の	令和 <u>4</u> 年度の
	0.999	<u>0.996</u>
P742 欄外 $\square$ *1 1行目	令和3年度の	令和 <u>4</u> 年度の
P742 欄外 $\square$ *1 下から4行目	1.001	<u>0.997</u>
	0.999	<u>0.995</u>
P745 ④イの表	1.000	<u>0.996</u>

#### 第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P887 2行目に補足する	なお、市町村又は組合が、収入の額が520万円（単独世帯は383万円）未満であることの確認を行うことができるときは、申請不要である。	
P888 欄外 $\square$ *1	医療分63万円	医療分 <u>65</u> 万円
	後期高齢者支援金分19万円	後期高齢者支援金分 <u>20</u> 万円
P897 欄外 $\square$ *9に補足する	なお、広域連合が、収入の額が520万円（単独世帯は383万円）未満であることの確認を行うことができるときは、申請不要である。	
P899 制度趣旨	11.41%	11. <u>72</u> %
	38.59%	38. <u>28</u> %
	88.59%	88. <u>28</u> %
P899 欄外 $\square$ *6	11.41%	11. <u>72</u> %
	38.59%	38. <u>28</u> %
	88.59%	88. <u>28</u> %
P899 最後の行	令和2年度及び令和3年度	令和 <u>4</u> 年度及び令和 <u>5</u> 年度
P900 1行目	100分の11.41	100分の <u>11.72</u>
P900 10行目	64万円	<u>66</u> 万円
P937 欄外 $\square$ に補足する	日・フィンランド社会保障協定は、令和4年2月1日に発効した。また、日・スウェーデン社会保障協定が令和4年6月1日に発効した。	

#### 【ごうかく社労士基本問題集】

##### 第4編 雇用保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P279 E肢の欄外 3行目	4年	<u>7</u> 年

##### 第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P379 D肢解説に補足する	<p>なお、令和4年度の雇用保険率は次のとおり。</p> <p>&lt;前期&gt;</p> <p>一般の事業 1,000分の9.5</p> <p>農林水産業・清酒製造業 1,000分の11.5</p> <p>建設の事業 1,000分の12.5</p> <p>&lt;後期&gt;</p> <p>一般の事業 1,000分の13.5</p> <p>農林水産業・清酒製造業 1,000分の15.5</p> <p>建設の事業 1,000分の16.5</p>	
P409 E肢解説に補足する	<p>令和4年の延滞税特例基準割合は1.4%とされた。</p> <p>このため、「年14.6%」は「年8.7%」と、「年7.3%」は「年2.4%」となる。</p>	

### 第6編 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P521 ア解説	令和3年	令和4年
	18.0	16.4
P559 解説に補足する	<p>なお、令和4年の財務大臣が告示する割合は0.4%とされたため、令和4年における延滞税特例基準割合は年1.4%となった。このため、令和4年における延滞金の割合の特例は、納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については年2.4%とされ、納期限の翌日から3か月を経過する日の翌日以後については年8.7%とされた。</p>	
P559 欄外、DとE〔延滞金の割合〕について 下から4～5行目	令和3年は1.5%	令和4年は1.4%
P559 欄外、DとE〔延滞金の割合〕について 下から2行目	同1.5%	同1.4%

### 第7編 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P581 の解説に補足する	<p>なお、令和4年度の満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×0.996=777,776円→50円以上100円未満を100円に切り上げて777,800円である。これを問題の事例に当てはめると、次のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢基礎年金の額 777,800円×420月/480月=680,575円</li> <li>・付加年金の額 200円×36月=7,200円</li> <li>・合計額 680,575円+7,200円=687,775円</li> </ul>	
P587 C肢解説に補足する	<p>なお、令和4年度の額は、780,900円×改定率(0.996)×100分の125である。</p>	

P597 A肢解説に補足する	なお、令和4年度の満額の老齢基礎年金の額は、777,800円である。
P597 B肢解説に補足する	なお、令和4年度の額は777,800円×1.25=972,250円である。
P597 C肢解説に補足する	なお、受給権者が4人の子のみである場合の遺族基礎年金の額は、令和4年度は、次のとおりである。 777,800円+223,800円+74,600円+74,600円
P597 E肢解説に補足する	なお、50か月保険料を納付した場合の、令和4年度の脱退一時金の額は、16,590円に2分の1を乗じて得た額に48を乗じて得た額となる。
P605 E肢解説に補足する	令和4年度の老齢基礎年金の額は、名目手取り賃金変動率（-0.4%）が物価変動率（-0.2%）を下回るため、令和3年度から0.4%のマイナスとなった。令和3年度と同様、マクロ経済スライドによる調整は行わない。

## 第8編 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P745 ウ肢解説に補足する	なお、令和4年度の支給停止調整額も47万円とされた。	
P749 D肢解説に補足する	なお、令和4年度の支給停止調整額も47万円とされた。	
P787 エ肢解説に補足する	なお、令和4年度の支給停止調整額も47万円とされた。	
P837 欄外①に補足する	令和4年度は新規裁定者・既裁定者とも名目手取り賃金変動率（▲0.4%）により改定された。	
P838 発効済みの社会保障協定の表に追加する	21	フィンランド 令和4年2月
	22	スウェーデン 令和4年6月

## 第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P963 D肢解説に補足する	なお、令和4年1月1日施行の改正により、後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が1割負担の適用を受けることの確認を行うことができるときは、申請不要とされた。	
P969 A肢解説の賦課限度額	63万円	65万円
	19万円	20万円

### 【ごうかく社労士まる覚えサブノート】

#### 第3章 労働者災害補償保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P112～113 介護補償給付の額の表	73,090円	75,290円
	36,500円	37,600円
P120 定期報告の記述に補足	住基ネット等により情報提供を受けることができる場合は不要である。	
P139 最後の行に加える	⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業	

#### 第4章 雇用保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P146 国庫負担の表	1/4〔令和3年度まで（以下同）〕	1/40〔財政状況等が一定の基準〕

	じ)、 $1/4 \times 10/100$ ]	<u>に該当する場合は1/4]</u>
	$1/3$ [ $1/3 \times 10/100$ ]	<u>1/30</u> [財政状況等が一定の基準に該当する場合は1/3]
	$1/8$ [ $1/8 \times 10/100$ ]	$1/8$ [令和4年度から令和6年度までは、 $1/8 \times 10/100$ ]
	$1/2$ [ $1/2 \times 10/100$ ]	$1/2$ [当分の間、 $1/2 \times 55/100$ ]
P164 ②の表の下、1行目	令和4年3月31日まで	令和 <u>7</u> 年3月31日まで
P184 16行目の*	令和4年3月31日まで	令和 <u>7</u> 年3月31日まで
P193 表の下、11行目	令和4年3月31日	令和 <u>7</u> 年3月31日
P203 雇用安定事業の表	・両立支援等助成金（女性活躍加速化コース助成金を除く）	・両立支援等助成金
P203 能力開発事業の表	・両立支援等助成金（女性活躍加速化コース助成金に限る）	削除

### 第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P222 11行目	18区分	<u>24</u> 区分

・P220の「雇用保険率」は、令和4年度は次のとおり。

事業の種類	4月1日～9月30日	10月1日～令和5年3月31日
一般の事業	9.5/1,000	13.5/1,000
農林水産の事業（一定のものを除く）・清酒製造の事業	11.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	12.5/1,000	16.5/1,000

### 第6章 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P297 ①の3行目	令和3年3月	令和 <u>4</u> 年3月
P297 ①の4行目	106.8	<u>111.0</u>
	95.0	<u>95.1</u>
P298 下から5行目	令和3年	令和 <u>4</u> 年
P298 下から4行目	35.3	<u>34.3</u>
P298 最後の行	令和3年	令和 <u>4</u> 年
P298 最後の行	18.0	<u>16.4</u>

### 第7章 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P327 2行目	令和3年度	令和 <u>4</u> 年度
P327 3行目	1.000	<u>0.996</u>
P353 1つ目の表の下	令和3年度	令和 <u>4</u> 年度
	49,830円	<u>49,770</u> 円
	498,300円	<u>497,700</u> 円
P357 2つ目の□に右の文を加える	保険料改定率は、令和5年度においては0.972（令和5年度の実際の保険料額は16,520円）。	

## 第8章 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P397 従前額改定率	令和3年度は、	令和 <u>4</u> 年度は、
	1.001	<u>0.997</u>
	0.999	<u>0.995</u>
P409 下から9行目	令和3年度	令和 <u>4</u> 年度

## 第10章 社会保険に関する一般常識

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P495 2行目に補足する	なお、市町村又は組合が、収入の額が520万円（単独世帯は383万円）未満であることの確認を行うことができるときは、申請不要である。	
P504 13行目に補足する	なお、広域連合が、収入の額が520万円（単独世帯は383万円）未満であることの確認を行うことができるときは、申請不要である。	
P505 下から4行目	令和2	令和 <u>4</u>
P505 下から3行目	令和3年度	令和 <u>5</u> 年度
	100分の11.41	100分の <u>11.72</u>

### 【ごうかく社労士まる覚え一問一答】

#### 第4章 雇用保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P207 ポイント 2行目	令和4年3月31日	令和 <u>7</u> 年3月31日
P218 Q151 2行目	原則として	<u>財政状況等が一定の基準に該当する場合は</u>
P219 A151 3行目	原則として	<u>財政状況等が一定の基準に該当する場合は</u>

#### 第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P234 Q36	令和3年度	令和 <u>4</u> 年度前期
	1,000分の11	1,000分の <u>11.5</u>
	1,000分の12	1,000分の <u>12.5</u>
P235 A36	令和3年度	令和 <u>4</u> 年度前期
	1,000分の11	1,000分の <u>11.5</u>

#### 第7章 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P330 Q37	令和3年度の改定率は1.000である。	令和 <u>4</u> 年度の改定率は <u>0.996</u> である。
P331 A37	令和3年度は780,900円	令和 <u>4</u> 年度は <u>777,800</u> 円

## 第8章 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P396 Q64 4行目	令和3年度の	令和4年度の
P397 A63 2行目	令和3年度は	令和4年度は
P401 ポイント 最後の行	令和3年度の	令和4年度の

## 労働経済

労働経済に関する対策を、「白書対策」と呼ぶこともあります。最新の結果が公表されているものについて、その内容を、過去に出題されたポイントを中心にご紹介します。試験の直前対策にお役立てください。なお、調査結果は訂正されることがあります。

### 【1】令和3年 就労条件総合調査（厚生労働省、令和3年11月9日公表）

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されている。

#### ① 所定労働時間

週所定労働時間は、1企業平均 39 時間 25 分となっており、これを産業別にみると、「金融業、保険業」が 38 時間 19 分で最も短く、「宿泊業、飲食サービス業」が 40 時間 03 分で最も長くなっている。

#### ② 週休制

	採用企業割合	適用労働者割合
何らかの週休2日制	83.5%	84.8%
完全週休2日制	48.4%	60.7%

完全週休2日制を採用している企業を企業規模別にみると、「1,000人以上」が66.7%、「300～999人」が60.0%、「100～299人」が53.7%、「30～99人」が45.0%となっている。

**ポイント** 企業規模が大きい方が完全週休2日制の採用割合が高い。

#### ③ 年間休日総数

1企業平均	110.5日
企業規模別	「1,000人以上」が116.8日、「300～999人」が115.2日、「100～299人」が112.9日、「30～99人」が109.0日
	<b>ポイント</b> 企業規模が大きい方が休日が多い、と覚えておこう。

#### ④ 年次有給休暇

1人平均付与日数	17.9日
そのうち労働者が取得した日数	10.1日
取得率	56.6%
企業規模別の取得率	「1,000人以上」が60.8%、「300～999人」が56.3%、「100～299人」が55.2%、「30～99人」が51.2%
	<b>ポイント</b> 企業規模が大きい方が取得率が高い。また、いずれの企業規模においても5割以上の取得率となった。
計画的付与制度がある企業割合	46.2%となっており、「5～6日」が最も多い。

### ⑤ 変形労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	59.6%	48.9%
1年単位の変形労働時間制	31.4%	17.8%
1か月単位の変形労働時間制	25.0%	21.5%
フレックスタイム制	6.5%	9.5%

変形労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が76.4%、「300～999人」が69.5%、「100～299人」が63.1%、「30～99人」が56.9%となっている。

**ポイント** フレックスタイム制の採用割合が少ないことは押さえておこう。

### ⑥ みなし労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	13.1%	8.2%
事業場外労働	11.4%	6.7%
専門業務型裁量労働制	2.0%	1.2%
企画業務型裁量労働制	0.4%	0.3%

みなし労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が25.6%、「300～999人」が16.5%、「100～299人」が12.8%、「30～99人」が12.4%となっている。

**ポイント** 全体的に採用割合が少ないこと、企画業務型裁量労働制の採用割合が最も少ないことを押さえておこう。

### ⑦ 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入割合	「導入している」が4.6% 「導入を予定又は検討している」が13.8% 「導入予定はなく、検討もしていない」が80.2%
------------------	--

導入予定はなく、検討もしていない理由は、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が57.4%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が19.2%となっている。

### ⑧ 時間外労働

時間外労働の割増賃金率	「一律に定めている」企業割合は84.7% そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.5%、「26%以上」とする企業割合は5.5%
時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合（規模別）	「1,000人以上」が20.0% 「300～999人」が13.7% 「100～299人」が8.6% 「30～99人」が3.1%

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は32.5%となっている。

### ⑨ 労働費用総額

常用労働者1人1か月平均の労働費用総額	408,140円
労働費用総額に占める「現金給与額」の割合	82.0% <b>ポイント</b> 約8割であることを必ず覚えておこう。

労働費用総額に占める「現金給与以外の労働費用」の割合	18.0%
現金給与以外の労働費用（73,296円）の内訳	「法定福利費」50,283円（構成割合68.6%） 「退職給付等の費用」15,955円（同21.8%） 「法定外福利費」4,882円（同6.7%）など  <b>ポイント</b> 法定福利費が最も多い。
法定福利費（50,283円）の内訳	「厚生年金保険料」27,905円（構成割合55.5%） 「健康保険料・介護保険料」17,496円（同34.8%） 「労働保険料」3,695円（同7.3%）など  <b>ポイント</b> 厚生年金保険料が最も多い。

## 〔2〕令和3年 毎月勤労統計調査（厚生労働省、令和4年2月24日）

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

前年と比較し、

- ① 現金給与総額は319,461円(0.3%増)となった。うち一般労働者が419,500円(0.5%増)、パートタイム労働者が99,532円(0.1%増)となり、パートタイム労働者比率が31.28%(0.15ポイント上昇)となった。
- ② 一般労働者の所定内給与は314,712円(0.4%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,223円(0.8%増)となった。
- ③ 就業形態計の所定外労働時間は9.7時間(5.1%増)となった。
- ④ 就業形態計の常用雇用は1.2%増となった。

**ポイント** 増加したのか減少したのか、を覚えておこう。

## 〔3〕令和3年 上半期雇用動向調査（厚生労働省、令和3年12月21日公表）

主要産業における入職・離職及び未充足求人状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

### ① 転職入職者の雇用形態間の移動

雇用期間の定めなしから雇用期間の定めなしへ移動	45.1%
雇用期間の定めなしから雇用期間の定めありへ移動	16.6%
雇用期間の定めありから雇用期間の定めなしへ移動	7.5%
雇用期間の定めありから雇用期間の定めありへ移動	29.0%

前年同期と比べると、「雇用期間の定めなしから雇用期間の定めなしへ移動」は2.9ポイント低下し、「雇用期間の定めありから雇用期間の定めありへ移動」は4.2ポイント上昇した。

**ポイント** 異なる雇用形態間の移動は少ない。

### ② 産業別未充足求人の状況

令和3年6月末日現在の未充足求人数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が195.7千人で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が152.3千人となっている。

#### 〔4〕令和3年 労働組合基礎調査（厚生労働省、令和3年12月17日公表）

労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年実施している一般統計調査である。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）	16.9%（前年17.1%）
女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合	12.8%（前年12.8%）
パートタイム労働者の推定組織率	8.4%（前年8.7%）

推定組織率を産業別にみると、「複合サービス事業」が51.6%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が51.4%と高く、「農業、林業、漁業」1.7%、「不動産業、物品賃貸業」3.0%で低くなっている。

**ポイント** 推定組織率は17%前後が続いている。

#### 〔5〕令和3年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省、令和4年3月25日公表）

統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

##### ① 一般労働者の賃金

男女間賃金格差（男＝100）は、75.2となっている。

**ポイント** この数字は必ず覚えておこう。

##### ② 男女別の賃金カーブ

男性では、年齢階級が高いほど賃金も高く、55～59歳で賃金がピークとなり、その後下降している。

女性では、50～54歳がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

**ポイント** 賃金がピークとなる年齢を覚えておこう。

##### ③ 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金がピークとなる年齢階級をみると、男性では、高校、高専・短大、大学及び大学院で55～59歳、専門学校で50～54歳、女性では、高校及び専門学校で55～59歳、高専・短大で50～54歳、大学で70歳以上、大学院で65～69歳となっている。

##### ④ 企業規模別にみた賃金

企業規模間賃金格差（大企業＝100）は、男性で、中企業87.3、小企業80.8、女性で、中企業93.2、小企業86.7となっている。

##### ⑤ 産業別にみた賃金

男性では、「金融業、保険業」（485.1千円）が最も高く、「サービス業（他に分類されないもの）」（283.5千円）が最も低くなっている。

女性では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（327.7千円）が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」（215.0千円）が最も低くなっている。

**ポイント** 「最も高い」産業、「最も低い」産業を覚えておこう。

##### ⑥ 雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）

男女計67.0、男性69.2、女性72.2となっている。

男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業で、産業別では「電気・ガス・

熱供給・水道業」となっている。

#### ⑦ 外国人労働者の賃金

在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）326.5千円、特定技能194.9千円、身分に基づくもの270.6千円、技能実習164.1千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）189.6千円となっている。

#### ⑧ 短時間労働者 男女別の1時間当たり賃金

年齢階級別にみると、最も1時間当たり賃金が高い年齢階級は、男性では35～39歳で2,439円、女性では30～34歳で1,380円となっている。

#### ⑨ 短時間労働者 企業規模別の1時間当たり賃金

男性では、大企業1,469円、中企業1,930円、小企業1,613円、女性では、大企業1,263円、中企業1,359円、小企業1,274円となっている。

**ポイント** 1時間当たり賃金は、いずれも中企業が最も高い。

#### ⑩ 短時間労働者 産業別の1時間当たり賃金

男性では、「医療、福祉」（3,736円）が、女性では「教育、学習支援業」（2,081円）が最も高くなっている。

### 〔6〕令和3年 賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省、令和3年11月19日公表）

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合	80.7%（減少）	
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業割合	1.0%（減少）	
賃金の改定を実施しない企業割合	10.1%（増加）	
賃金カットを実施又は予定している企業割合	7.7%（減少）	
賃金の改定の決定に 当たり最も重視した 要素	① 企業の業績	47.3%（減少）
	② 雇用の維持	9.0%（増加）
	③ 労働力の確保・定着	8.2%（増加）
令和3年夏の賞与	「支給した又は支給する」企業85.7%（増加） 「支給するが額は未定」の企業3.5%（増加） 「支給しない」企業8.5%（減少）	
令和3年夏の賞与を支給しない企業	産業別では「宿泊業、飲食サービス業」が41.3% （前年40.6%）と最も高くなっている。	

**ポイント** 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素を企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。

### 〔7〕令和3年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省、令和3年8月13日公表）

現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は1.86%で、前年（2.00%）に比べ0.14ポイントの減。

**ポイント** 賃上げ率は、2%前後が続いている。

## 〔8〕令和3年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和3年12月24日公表）

実雇用率は、10年連続で過去最高の2.20%（前年2.15%）、法定雇用率達成企業の割合は47.0%（同48.6%）であった。全ての規模の区分で前年より減少した。

企業規模	法定雇用率達成企業の割合
43.5～45.5人未満	35.1%
45.5～100人未満	45.7%
100～300人未満	50.6%
300～500人未満	41.7%
500～1,000人未満	42.9%
1,000人以上	55.9%

**ポイント** 法定雇用率達成企業の割合（47.0%）は、必ず覚えておこう。

## 〔9〕令和3（2021）年 労働力調査（総務省、令和4年2月1日公表）

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

### ① 労働力人口

定義	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口
2021年平均	6860万人と、前年に比べ8万人の減少

### ② 労働力人口比率

定義	15歳以上人口に占める労働力人口の割合
2021年平均	62.1%と、前年に比べ0.1ポイントの上昇（2年ぶりの上昇）

### ③ 就業率

定義	15歳以上人口に占める就業者の割合
2021年平均	60.4%と、前年に比べ0.1ポイントの上昇（2年ぶりの上昇）
男女別	男性は69.1%と0.2ポイントの低下、女性は52.2%と0.4ポイントの上昇

**ポイント** ①～③について、「労働力人口」「労働力人口比率」「就業率」といった用語は、選択式対策の必須事項である。しっかり覚えておこう。

### ④ 雇用者

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は2021年平均で5973万人と、前年と同数となった。就業者に占める雇用者の割合は89.6%と0.1ポイントの上昇となった。

### ⑤ 正規の職員・従業員数

2021年平均で3565万人と、前年に比べ26万人の増加（7年連続の増加）となった。

### ⑥ 非正規の職員・従業員数

2021年平均	2064万人と26万人の減少（2年連続の減少）
男女別	男性は652万人（13万人の減少）、女性は1413万人（12万人の減少）
年齢階級別	15～64歳は1671万人（30万人の減少）、65歳以上は394万人（4万人の増加）

**ポイント** 人数を暗記するのは難しいが、「増加」「減少」といった傾向は押さえておこう。

### ⑦ 非正規の職員・従業員の割合

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は36.7%と0.4ポイントの低下となった。

**ポイント** 非正規の職員・従業員の割合は約4割である。

### ⑧ 産業別の就業者

宿泊業、飲食サービス業	2021年平均で369万人（前年に比べ22万人の減少）
建設業	2021年平均で482万人（前年に比べ10万人の減少）
生活関連サービス業、娯楽業	2021年平均で225万人（前年に比べ10万人の減少）
医療、福祉	2021年平均で884万人（前年に比べ22万人の増加）

### ⑨ 週間就業時間

休業者を除く雇用者について、総数に占める週間就業時間別の割合をみると、週43～48時間の区分は前年に比べ低下となった。週35～42時間の区分は上昇となった。

### ⑩ 休業者数

就業者のうち休業者数は、2021年平均で206万人と、前年に比べ50万人の減少（10年ぶりの減少）となった。

### ⑪ 完全失業者数

2021年平均で193万人と、前年に比べ2万人の増加（2年連続の増加）となった。

### ⑫ 完全失業率

完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、2021年平均で2.8%と、前年と同率となった。

**ポイント** 完全失業率は、用語の定義、数値とも過去に選択式で出題されている。労働力調査の中でも最重要項目である。

### ⑬ 求職理由別の完全失業者

「非自発的な離職」の2021年平均は56万人（前年に比べ2万人の増加）
〔内訳〕「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は36万人（1万人の増加）
「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は20万人（前年と同数）

### ⑭ 非労働力人口

2021年平均で4175万人と、前年に比べ29万人の減少となった。このうち65歳以上は15万人の増加となった。

### ⑮ 若年無業者

定義	15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者
2021年平均	57万人（前年に比べ12万人の減少）

### ⑯ 35～44歳無業者数

2021年平均で36万人と、前年に比べ3万人の減少となった。

**ポイント** ⑮⑯は、人数も覚えておこう。

## 〔10〕令和2年 雇用均等基本調査（厚生労働省、令和3年7月30日公表）

育児休業者割合は、女性は81.6%（前年83.0%）と、男性は12.65%（前年7.48%）となった。

## 〔11〕令和3年 労働組合活動等に関する実態調査

### ① 組織拡大を重点課題として取り組んでいる労働組合の有無

取り組んでいる	26.7%（平成30年調査 29.6%）
取り組んでいない	73.3%（平成30年調査 70.1%）

**ポイント**平成 28 年度試験の選択式で、「取り組んでいる」の割合（当時は「約3分の1」）を問われたが、難問であった。

**② 今後重点をおく事項（複数回答）**

賃金・賞与・一時金	76.3%
労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇	67.3%
組合員の雇用の維持	35.5%